

府中市バリアフリー基本計画（仮称）について

1 マスタープラン・基本構想策定の考え方

（1）策定方針①：マスタープランと基本構想を1つの計画（合冊）とします。

移動等円滑化促進方針（以下「マスタープラン」といいます。）と移動等円滑化基本構想（以下「基本構想」といいます。）は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー法」といいます。）において別々の制度ではありますが、マスタープラン及び基本構想で定めるべき事項は概ね重複しているため、「府中市バリアフリー基本計画（仮称）」として、1つの計画にまとめて策定します。

また、「府中市バリアフリー基本計画（仮称）」策定後には、特定事業者等が基本構想に定める事業の具体的な内容についてとりまとめる「特定事業計画」を作成し、市民・事業者・市の協働により事業推進・進捗管理を行っていく予定です。

さらに、移動等円滑化促進地区においても関係事業者に対して周知・啓発、協力依頼を継続的に行うことで、バリアフリーの整備推進による市内のバリアフリー化のボトムアップを目指します。

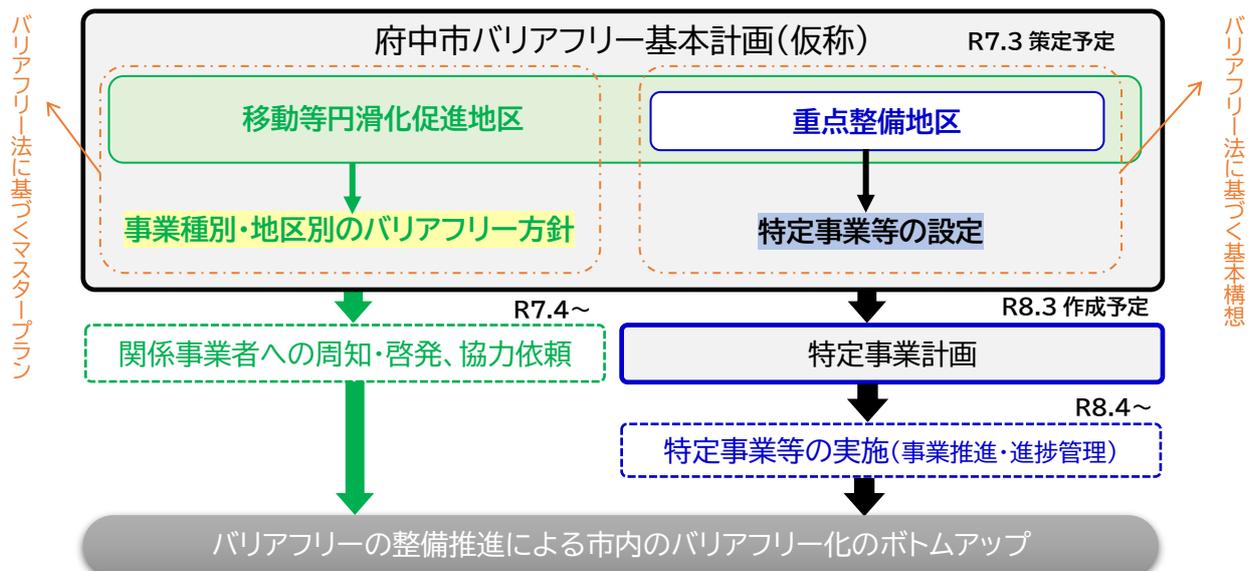


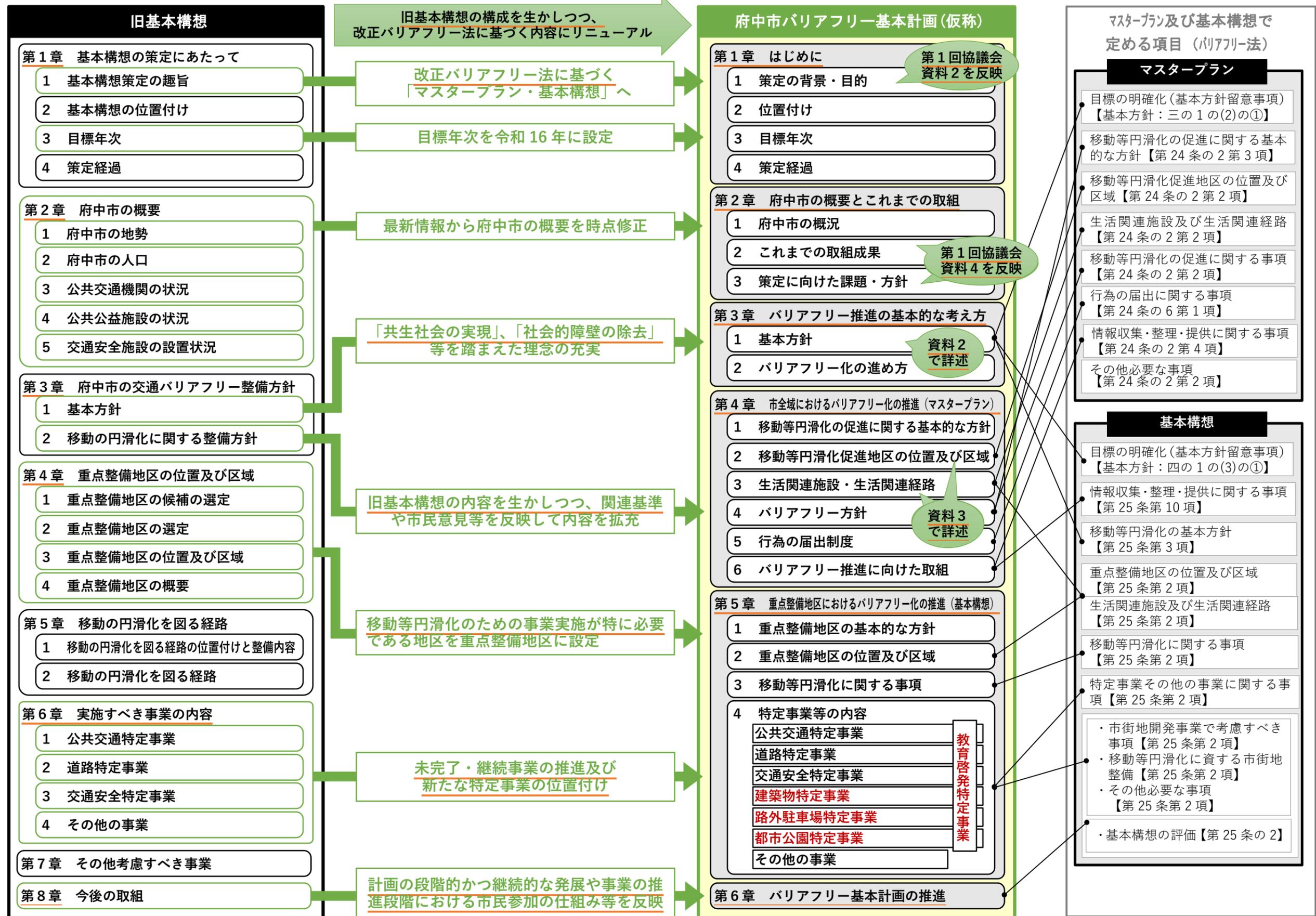
図 マスタープラン・基本構想の枠組み

（2）策定方針②：交通バリアフリー基本構想を踏襲・拡充します。

平成16年に策定した府中市交通バリアフリー基本構想（以下「旧基本構想」といいます。）は、策定から19年が経過しており、現在の社会情勢、本市の現況、法体系等に沿わない部分があることから、必要な内容を踏襲・拡充し、新たに「府中市バリアフリー基本計画（仮称）」を策定します。

（3）目次構成

旧基本構想の構成を生かしつつ、バリアフリー法に基づく内容とします。
次頁に目次構成（案）を示します。



図(仮称)府中市バリアフリー基本計画の目次構成(案)

2 マスタープラン・基本構想の基本方針（案）

旧基本構想の基本方針を踏襲しつつ、「共生社会の実現」、「社会的障壁の除去」などのバリアフリー法の理念や、障害者差別解消法における「合理的配慮の提供」、本市の上位関連計画などを受けた障害理解・人的対応等の一層の推進に向けて、記載内容を充実しました。

下枠内に基本方針（案）を示します。

府中市では、少子高齢化が深刻化する中で、高齢者が生きがいを持って充実した生活を営み、社会参加をするために、障害となるものを除去するまちづくりが必要となっています。

また、多様性社会が進展する中、障害のある人、妊産婦、子育て世代のほか、外国人やLGBTQの人々を含む誰もが、生涯を通じて安心して暮らせる環境づくりや、人格と個性を尊重し合い、つながり合い、支え合う地域共生社会の実現が求められています。

さらに、バリアフリー法の改正や関連法の制定、条例の改正等より、共生社会の実現や社会的障壁の除去といった理念や、当事者目線の障害福祉の推進に留意したバリアフリー化の更なる推進が求められています。さらに、地域共生社会の実現に向けて、障害者等を含む多様な関係者の参画を得て整備を行うなど、当事者参加が必要です。

そのためには、全ての市民が安全で快適な生活を営むことができる良好な生活環境の実現とともに、心のバリアフリーの推進等によるハード・ソフト両面にわたって障壁のない社会を築かなければなりません。

そこで、本基本計画では、バリアフリー法に基づき、高齢者や障害者をはじめ、全ての市民にとって施設利用や移動がしやすいまちを作るために、本市、市民及び事業者が互いの理解と協力のもとで、安全で快適なバリアフリーの環境づくりや、公共交通や主要な施設等の利便性の向上、福祉のまちづくりを推進することを目的として、基本方針を次のように定めます。

- **誰もが利用しやすい公共交通機関を目指します。**
⇒鉄道・バス・タクシーのバリアフリー化の推進
- **誰もが利用しやすい生活基盤を目指します。**
⇒建築物や駐車場、都市公園等のバリアフリー化の推進
- **誰もが歩きやすいまちを目指します。**
⇒道路や信号機等の都市基盤の面的なバリアフリー化の推進
- **誰もが互いに理解し、支えあうまちを目指します。**
⇒市民一人一人の心のバリアフリーの推進による社会的障壁の除去及び共生社会の実現